

議案第 43 号

令和 7 年度野々市市一般会計補正予算（第 2 号）

令和 7 年度野々市市の一般会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 143, 993 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 25, 203, 993 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

第 2 条 既定の地方債の変更は、「第 2 表地方債補正」による。

令和 7 年 9 月 1 日提出

野々市市長 栗 貴 章

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
6 地方交付税		2,357,246	128,158	2,485,404
	1 地方交付税	2,290,000	132,380	2,422,380
	2 地方特例交付金	66,800	△4,222	62,578
10 国庫支出金		4,982,748	51,433	5,034,181
	2 国庫補助金	1,473,900	51,433	1,525,333
11 県支出金		1,729,186	175	1,729,361
	2 県補助金	405,640	175	405,815
12 財産収入		26,590	6,515	33,105
	2 財産売払収入	0	6,515	6,515
14 繰入金		1,226,876	△45,288	1,181,588
	1 基金繰入金	1,208,788	△45,288	1,163,500
16 諸収入		922,248	1,300	923,548
	5 雑入	878,788	1,300	880,088
17 市債		2,671,700	1,700	2,673,400
	1 市債	2,671,700	1,700	2,673,400
補正されなかった款に係る額		11,143,406	0	11,143,406
歳 入 合 計		25,060,000	143,993	25,203,993

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 議会費		186,573	6,470	193,043
	1 議会費	186,573	6,470	193,043
2 総務費		2,394,474	4,300	2,398,774
	1 総務管理費	1,797,502	4,300	1,801,802
3 民生費		11,325,677	48,230	11,373,907
	1 社会福祉費	4,389,400	39,716	4,429,116
	2 児童福祉費	6,129,560	6,754	6,136,314
	3 生活保護費	806,717	1,760	808,477
4 衛生費		1,509,388	732	1,510,120
	2 清掃費	481,750	732	482,482
5 労働費		19,406	1,155	20,561
	1 労働諸費	19,406	1,155	20,561
7 商工費		387,261	1,200	388,461
	1 商工費	387,261	1,200	388,461
8 土木費		2,467,976	49,700	2,517,676
	2 道路橋梁費	524,519	42,000	566,519
	3 河川費	47,308	5,000	52,308
	4 都市計画費	1,635,114	2,700	1,637,814
10 教育費		3,972,600	32,206	4,004,806
	1 教育総務費	511,521	626	512,147
	4 社会教育費	793,117	2,150	795,267
	5 保健体育費	1,303,107	29,430	1,332,537

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
補正されなかった款に係る額		2,796,645	0	2,796,645
歳 出	合 計	25,060,000	143,993	25,203,993

第2表

地 方 債 補 正

(変更) (単位：千円)

起 債 の 目 的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
社 会 教 育 施 設 整 備 事 業	10,500	普通貸借 又は 証券発行	6 %以内 (ただし、利 率見直し方 式で借り入 れる資金に ついて、利 率の見直し を行った後 においては、 当該見直し 後の利率)	借入先の融資 条件による。 ただし、市財 政その他の都 合により据置 期間及び償還 期間を短縮し、 若しくは繰上 償還又は低利 に借換えする ことができる。	12,200	普通貸借 又は 証券発行	6 %以内 (ただし、利 率見直し方 式で借り入 れる資金に ついて、利 率の見直し を行った後 においては、 当該見直し 後の利率)	借入先の融資 条件による。 ただし、市財 政その他の都 合により据置 期間及び償還 期間を短縮し、 若しくは繰上 償還又は低利 に借換えする ことができる。